

令和 8 年 第 7 回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和8年8月17日（月）午前10時00分

2 公示日 令和8年8月6日（木）

3 開催場所 小樽市役所本庁別館4階第3委員会室

4 出席委員（8名）

会 長	1 番	北島	吉治
委 員	3 番	川畑	正美
	5 番	三國	幸一
	7 番	澤田	幸孝
	8 番	岩部	利治
	9 番	古里	和夫
	10 番	本間	俊一
	11 番	浜谷	礼子

5 欠席委員	2 番	田口	玲子
	4 番	長多	誠吉
	6 番	吉川	孝一
	12 番	木露	正敏

6 議事日程

< 議案 >

議案第1号
新規就農の承認について

議案第2号
農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号
農業委員会各委員等の選任について

< 報告 >

報告第1号（農地係）
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告第2号（農地係）
現況証明書交付の報告について

< その他 >

7 農業委員会事務局職員

事務局長 北出 晃也

振興係長 米澤 和正

農地係長 樋口 博一 農地係 久保 直子

8 会議の概要

事務局長	定刻前ですが、皆様お揃いのようなので、ただいまから令和8年第7回小樽市農業委員会総会を開会いたします。
事務局 (振興係)	7月28日に委員の改選がありましたので、議席番号を確認させていただきます。(1～12番まで氏名を読み上げ)
事務局長	本会議を進めさせていただきます。 出席委員は12名中8名出席しておりますので、総会は成立していることを御報告いたします。 小樽市農業委員会 会議規則第9条の規定によりまして、以降の議事進行は北島会長にお願いをいたします。
議長	それでは、これより議事に入ります。 議事録署名委員の指名をいたします。 小樽市農業委員会会議規則第10条の規定による議事録署名委員に3番川畑委員、5番三國委員を指名いたします。 それでは、「議案第1号新規就農の承認について」と「議案第2号農地法第3条の許可申請について」は関連しておりますので、「第1号議案」「第2号議案」併せて上程いたします。 本総会に先立ちまして、振興特別委員会を招集し、審議しておりますので、古里委員長から審議内容について、報告願います。
古里委員長	本件につきまして、7月21日に振興特別委員会を招集し、私を含めた委員7名および事務局で、新規就農の審査を行いました。 委員からは「作付面積の把握」や、「収支計画の策定」など、営農に関する様々な意見が挙がりました。一方で、申請者の当該地への移住に対する思いや農業経営に対する強い意欲も示されました。委員会としては、本人の意向を尊重することが適当と判断いたしましたので、本総会にてご審議いただきたく存じます。 どうぞよろしくお願いいたします。
議長	続いて、事務局より説明願います。

	ます。 収支につきましては、1 年目（令和 9 年）は約〇〇千円の赤字を見込んでおりますが、5 年目（令和 13 年）には黒字化することを目標としております。 本件につきましては、新規就農者の確保という本市農業の課題解決に関わる案件である一方、農地の適正利用が確実に図られることが重要であると考えております。 以上、〇〇 〇〇（〇〇〇 〇〇〇〇）様の新規就農の経緯についてのご説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。
本間委員	レストラン、〇〇販売用の建物の建築は可能なのか。
事 務 局 (振興係)	「畑」以外の地目の土地に可能。他トレーラーハウスなど都市計画課にも相談している。背後地の広大な山林があるが、現況では〇〇氏（前所有者）が活用していた部分のみ活用する予定。
川畑委員	現地を見てきたが「原野」の利用については指導をしていったほうがよい。
議 長	〇〇氏（前所有者）自体ケガで農地の維持が難しい。
川畑委員	住宅は新しいんですね。
議 長	築 50 年以上経っているが改築している。
議 長	他に発言がないようですので、「議案第 1 号」「第 2 号議案」について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。 全員賛成ですので、「議案第 1 号」並びに「議案第 2 号」については、原案の通り決定いたします。
議 長	続いて、「議案第 3 号 農業委員会各委員等の選任について」を上程いたします。内容について、事務局より説明願います。
事 務 局 (振興係)	それでは、議案 3 号についてご説明いたします。 本市の農業委員会には、協議会と委員会を合わせて 3 つの組織がございます。 農業委員の改選にあたり、各組織の役員を選出することとなって

	おります。 配布しております会則等に基づき、それぞれの選任方法についてご説明いたします。 まず、「小樽市農業委員協議会」につきましては、会則第3条に定める役員を、第4条に基づき、委員の推薦により決定することとなっております。 次に、「小樽市農業委員会現況調査小委員会」につきましては、要綱第3条に基づき、役員を総会にて選任することとなっております。 最後に、「小樽市農業委員会振興特別委員会」につきましては、要綱第3条に基づき、役員を総会にて選任することとなっております。 以上、選任方法について説明を終わります。 (会長に…) ただいま事務局の説明がありました、各委員について、立候補又は推薦はございますか。 (無かったので) 事務局より、案についてご説明させていただきます。基本的には前回の体制をほぼ踏襲していますが、現況調査小委員会の佐々木前委員の後任として澤田委員にお願いできればと考えております。 (原案説明) 事務局(案)としてご承認いただけましたら、委員の方に正式に引き受けをお願いしたいと存じます。 説明は以上であります。よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。ただ今、説明しました、委員会につきまして、立候補又は推薦はございますでしょうか。ないようですので、あらかじめお知らせしております事務局(案)についてお諮りします。
川畑委員	「原案」は誰が作ったのか。
事 務 局 (振興係)	事務局で作成しました。
議 長	事務局(案)につきまして、他にご質問等ございますでしょうか。質問等ないようですので、それでは、各委員会役員について、事務局(案)のとおり決定してよろしいでしょうか。 特に発言がないようですので、それでは、事務局(案)のとおり決定させていただきます。

事 務 局 (農地係)	次に、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」を上程いたします。 農地法第5条第1項の規定によります届出が1件ございました。 所在地は、市街化区域内、小樽市〇〇〇丁目〇〇番〇及び〇〇番〇、位置的には、〇〇自動車道、高速バスの停留所「〇〇」付近、登記地目はいずれも「畑」で面積は合計〇〇〇〇〇㎡です。 転用目的は、〇〇自動車道、〇〇ジャンクション〇〇〇〇橋工事に伴う工事用敷地で、資材仮置場及び工事車両駐車場として利用するものです。転用期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期限付きの転用となります。 譲渡人は〇〇〇丁目に在住の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇株式会社〇〇支店です。 書類上適正な届出であったため、受理通知書を交付いたしました。 なお、農地台帳の登載はありませんでした。 以上です。
議 長	説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議 長	次に、報告第2号「現況証明書交付の報告について」を上程いたします。
事 務 局 (農地係)	本件は、小樽市農業委員会現況証明事務等処理要領第4条及び第8条の規定に基づきまして、農業委員が現況を確認し、会長の専決処分により、証明書を交付するものでございます。 件数は、市街化区域内の土地が〇〇件〇〇筆、 市街化調整区域内の土地が〇件〇筆です。 いずれも申請地付近の担当委員が現況確認を行い、適当であると認められたことから、現況証明書を交付いたしました。 以上でございます。
議 長	説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。 以上本日予定していた報告の説明が終わりました。 その他の件について、委員から何かありますか。 事務局から何かありますか

事務局長	今回委員の改選がありました。３年間よろしく願いいたします。市民の皆様より信頼される活動をお願いします。また、守秘義務等法令順守の義務がございますのでご留意願います。 次回の委員会は、９月２８日（月）、場所は、別館４階第３委員会室を予定しています。詳細につきましては、後日改めてご案内いたします。 また、本日皆さまのお手元に「佐々木前委員の御勇退と残暑払い」のご案内を配布しております。 日程は、○月○○日の○曜日、○時からで、場所は「○○○○○」を予約しております。 時節柄、ご多忙とは存じますが、万障繰り合わせの上、ご参加くださいますようお願いいたします。 出欠の報告につきましては、お手元の別紙に、８月２０日木曜日までにご記入いただき、事務局までご提出をお願いいたします。
議長	以上を持ちまして第７回農業委員会総会を終了いたします。暑い日が続いております。皆様お体に気を付けてお過ごしください。本日はどうも有難うございました。 （午前１０時３０分閉会）

農業委員会等に関する法律第３３条の規定により、この議事録を作成した。